

事業計画書目次

[環境創造局]

8款3項1目

(単位：千円)

計画書頁	事業名	令和2年度		令和元年度		増△減(2-1)		38 の政策	新規・ 拡充
		総額	一財+市債	総額	一財+市債	総額	一財+市債		
1	環境保全管理費	11,380	11,055	11,079	11,066	301	△ 11		
2	事業者温暖化対策促進事業	23,156	23,129	32,923	32,923	△ 9,767	△ 9,794	○	
3	大気水質常時監視	212,845	209,277	221,765	177,610	△ 8,920	31,667		
4	環境測定事業	41,362	41,362	43,832	43,832	△ 2,470	△ 2,470		
5	エネルギーマネジメント事業	15,927	15,927	56,513	56,347	△ 40,586	△ 40,420	○	
6	使用済食用油のバイオディーゼル燃料活用事業	9,645	2,060	9,740	2,220	△ 95	△ 160		
7	次世代自動車普及促進事業	86,387	78,082	109,986	89,436	△ 23,599	△ 11,354	○	
8	都市生活型環境対策事業	6,783	6,783	8,498	0	△ 1,715	6,783		
9	大気規制指導事業	8,243	8,237	9,891	9,884	△ 1,648	△ 1,647		
10	大気・音環境管理費	13,764	13,737	14,384	14,357	△ 620	△ 620		
11	水質規制指導事業	14,908	14,908	19,110	19,110	△ 4,202	△ 4,202		
12	土壌対策規制指導事業	13,018	12,548	14,728	14,028	△ 1,710	△ 1,480		
13	水・土壌環境管理費	6,952	6,690	7,024	6,762	△ 72	△ 72		
14	市有施設におけるアスベスト対策事業	0	0	50,000	50,000	△ 50,000	△ 50,000		
	計	464,370	443,795	609,473	527,575	△ 145,103	△ 83,780		

(様式②-1) 令和2年度事業計画書 (局・統括本部)

[環境創造局 環境管理課]

事業名	8款 3項 1目
環境保全管理費	

特記事項	
中期計画-38の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政	
政策番号	主な施策番号

令和元年度 事業評価書 番号	8-3-1-1
令和元年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	刊行物販売収入	その他	市債	一般財源
令和2年度	11,380	0		13	312		11,055
補助事業							
単独事業		補助率	%				
令和元年度	11,079			13	0	0	11,066
増△減	301	0	0	0	312	0	△ 11

歳出	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算 事業費	11,396	10,809	15,870
市債+一般財源	11,334	10,785	15,858
決算 事業費	10,878	19,880	44,272
市債+一般財源	10,859	19,864	44,235

歳出	令和3年度	令和4年度
予算 事業費	11,380	11,380
市債+一般財源	11,055	11,055

方針に関する決裁 種別() 無

【事業の目的・必要性及び令和2年度実施内容】

- (1)「横浜市生活環境の保全等に関する条例」(以下「条例」という。)に基づき、指定事業所に対して申請・届出を指導し、受付・審査及び許可のを行う。指定事業所のうち申請のあったものに対し、環境管理事業所の認定を行う。
- (2)公害防止管理者に関する事務、環境保全協定の運用、横浜市中小企業融資制度関係事務を行う。
- (3)「条例」及び公害関係法令の対象事業所からの届出や許可申請に関する情報、公害苦情に関する情報、公害防止管理者に関する情報等について、環境情報管理システムにより一元的に管理し、事業者指導の適切な運用を図る。
- (4)化学物質による環境汚染を未然に防止するため、PRTR法に基づく届出事務を行うとともに、川崎市等と連携して、セミナー等を実施し、事業者の自主的取組や、市民・事業者のリスクコミュニケーションを推進する。
- (5)環境管理計画及び生活環境保全推進ガイドラインに基づき、快適な生活環境の保全の推進に向けた企画・調整、調査、広報等を行う。また、国や他自治体、民間団体等の関係機関と連携・協力して環境保全行政を推進する。
- (6)九都県市首脳会議大気保全専門部会で、城内の自動車に起因する大気環境の早期の改善を図るため、低公害車やPM減少装置の指定、エコドライブの普及などの事業を行う。
- (7)職員の業務知識・技術の向上とあわせ、環境保全行政に必要な人材育成を進め、環境保全に係る情報提供等により、市民・事業者の環境保全行政への理解・協力を深める取組などを行う。

【実績及び今後見込み】

	H28年度実績	H29年度実績	H30年度実績	R元年度見込	R2年度見込	R3年度見込
指定事業所設置許可申請	44	48	33	50	50	50
指定事業所変更許可申請	182	167	189	200	200	200
環境管理事業所認定申請	13	7	15	20	20	20
公害防止管理者届出	232	205	216	230	230	230
PRTR法届出書提出事業所	437	393	384	380	380	380
環境保全・化学物質に関する セミナー開催・イベント出展件数	10	10	11	10	10	10
九都県市大気保全専門部会	7 本市事務局	7 展示会出展	7	7 展示会出展	7	7 展示会出展

【事業費の内訳】

	R2年度	R元年度	差引	説明
①管理費	6,752	6,205	547	会計年度任用職員への制度移行による増
②システム運用	4,628	4,874	△ 246	環境情報管理システムの仮想化稼働による減
計	11,380	11,079	301	

【事業スケジュール】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
指定事業所届出受付等	届出受付・審査・許可											
PRTR法届出事務	届出受付			国へ送付			過年度新規届出等の受付・国への送付					
九都県市大気保全専門部会	開催		開催		開催		開催		開催		開催	開催

【事業開始年度】

昭和46年度

【根拠法令】

①大気汚染防止法 ②水質汚濁防止法 ③振動規制法 ④騒音規制法 ⑤悪臭防止法 ⑥土壌汚染対策法 ⑦特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 ⑧ダイオキシン類対策特別措置法 ⑨横浜市生活環境の保全等に関する条例 ⑩特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 ⑪公害紛争処理法 ⑫神奈川県公害防止推進協議会会則 ⑬九都県市首脳会議環境問題委員会規約 ⑭環境管理計画 ⑮生活環境保全推進ガイドライン

【根拠とするデータ等】

当課実績等

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 土田 知彦	係長 大屋 正信	係 竹内 真紀
--------------------	-------------	-------------	------------

(様式②-1) 令和2年度事業計画書 (局・統括本部)

[環境創造局 環境管理課]

事業名
8款 3項 1目
事業者温暖化対策促進事業 (温暖化対策プラス分含む)

特記事項
中期計画-3.8の政策 <input type="checkbox"/>
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-3.8の政 策番号	主な施策番号
12	3

令和元年度 事業評価書 番号	8-3-1-2
令和元年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	雑入	市債	一般財源	
令和2年度	23,156	0		27		23,129	
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和元年度	32,923			0		32,923	
増△減	△ 9,767	0	0	27	0	△ 9,794	

歳出	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予 事業費	59,804	56,470	46,890
算 市債+一般財源	59,804	56,470	46,890
決 事業費	57,378	53,191	46,682
算 市債+一般財源	57,378	53,191	46,682

歳出	令和3年度	令和4年度
予 事業費	28,692	32,692
算 市債+一般財源	28,692	32,692

方針に関する決裁 種別()
有 () 無 ()

【事業の目的・必要性及び令和2年度実施内容】

市内事業者の温暖化対策の促進につながる実効性ある施策を展開し、「横浜市地球温暖化対策実行計画」で定める温室効果ガスの削減目標の達成に寄与します。

- 横浜市地球温暖化対策計画書制度の運用
「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づき、一定規模以上のエネルギーを使用する事業者から、温室効果ガス削減に関する計画書及びその実施状況報告書を受け付け、評価・公表する制度を適正に運用します。
令和2年度は、32事業者の計画書及び322事業者の報告書を受け付け、事業者の取組内容の評価及び温室効果ガス削減量の集計を行います。
- 低炭素電気普及促進計画書制度の運用
「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づき、横浜市内に電気を供給する小売電気事業者から、供給電気の排出係数等に係る計画書及び実績報告書を受け付け、計画書等の情報を公表する制度を適正に運用します。
令和2年度は、実績報告書の受付開始初年度となり、小売電気事業者約100者から実績報告書及び次期計画書を受け付けるほか、令和2年度から市内への電気供給を開始する小売電気事業者から計画書を受け付け、内容の集計、公表方法検討等を行い、その情報を公表します。

【実績及び今後見込み】

温暖化対策計画書制度	29年度実績	30年度実績	1年度見込	2年度見込	3年度見込	備考
計画書受付・審査	32	13	276	32	32	・令和1年度以降は322事業者を計上
報告書受付・審査	308	316	322	322	322	
事業者立入	30	37	35	35	35	

低炭素電気計画書制度			1年度見込	2年度見込	3年度見込	備考
計画書兼報告書受付	-	-	100	150	200	・令和2年度以降は東京都の報告者数推移を参考 ・令和2年度は、報告書の受付開始初年度

【事業費の内訳】

	R2年度	31年度	差引	説明
横浜市地球温暖化対策計画書制度等の運用	23,156	32,923	△ 9,767	
合計	23,156	32,923	△ 9,767	

【事業スケジュール】

- 地球温暖化対策計画書、報告書提出期限 (7月末)
- 地球温暖化対策計画書及び報告書の評価、公表、立入調査 (~年度末)
- 低炭素電気普及促進計画書兼報告書提出期限 (8月末)
- 低炭素電気普及促進計画書兼報告書の確認、集計、公表 (~年度末)

【事業開始年度】

- 平成15年度 (平成31年度現行制度に見直し)

【根拠法令】

地球温暖化対策の推進に関する法律 横浜市生活環境の保全等に関する条例

【根拠とするデータ等】

当課実績等

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	土田 知彦	依田 直人	鈴木 基之

（様式②-1） 令和2年度事業計画書（局・統括本部）

[環境創造局 環境管理課]

事業名
8款 3項 1目
大気水質常時監視

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政	
政策番号	主な施策番号

令和元年度 事業評価書 番号	8-3-1-3
令和元年度 事業評価書 番号	

（単位：千円）

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	その他	東日本高速道路株式会社負担金	市債	一般財源
令和2年度	212,845	0		0	3,568		209,277
補助事業 単独事業		補助率 %					
令和元年度	221,765			40,699	3,456		177,610
増△減	△ 8,920	0	0	△ 40,699	112	0	31,667

歳出	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予 事業費	212,008	207,325	210,971
算 市債+一般財源	208,584	170,961	164,145
決 事業費	256,720	203,033	219,089
算 市債+一般財源	252,945	167,572	204,312

歳出	令和3年度	令和4年度
予 事業費	212,845	212,845
算 市債+一般財源	209,277	209,277

方針に関する決裁 種別()
有 () 無 ()

【事業の目的・必要性及び令和2年度実施内容】

1. 大気・水質常時監視における次の各システムの賃借等

大気・水質テレメータシステムは、平成29年度に機器更新を行い、平成30年3月から稼働を開始している。

①環境系、大気・水質発生源テレメータシステム：各測定局の測定データを子局装置が集約し、通信回線で中央局装置に送信する。

②データ処理システム：①で中央局装置に送信された測定データについて演算処理、保存し、統計・解析処理を行う。

平成30年3月からの 新システム	常時監視テレメータシステム（平成30年3月稼働開始・7年リース）		
	・環境系テレメータ	中央局装置 子局装置	1台 32台
			(大気：一般局20台、自排局8台) (水質：河川3台、海域1台)
	・大気発生源系テレメータ	中央局装置 子局装置	1台 30台 (30事業所)
	・水質発生源系テレメータ	中央局装置 子局装置	1台 29台 (29事業所)
	・空間放射線系テレメータ	中央局装置 子局装置	1台 1台
	・データ処理システム		
	・環境分析装置一式 (PM2.5および気象測定機器を除く)		

2. 大気・水質常時監視における測定機器等の更新

大気汚染状況及び水質汚濁状況把握のため常時監視を行っている。なお、大気測定機格納局舎全21台のうち、老朽化が著しい測定機格納局舎については今後、計画的に更新を進めて、持続可能な常時監視体制を維持する。

<大気>一般環境大気測定局 20局 自動車排出ガス測定局 8局 補助測定局 1局

<水質>河川測定局 3局 海域測定局 1局

3. 微小粒子状物質(PM2.5)の常時監視測定

大気汚染防止法の改正で、新たに微小粒子状物質(PM2.5)の環境基準が定められ、常時監視に関する事務処理基準が改正された。PM2.5の常時監視を継続的に実施するため、測定機器の保守管理や成分分析を委託する。

測定機器の保守台数	22年度	23年度	24年度	25年度	26~R1年度	R2年度	R3年度
	3台	6台	8台	18台	20台	20台	20台

4. 大気・水質常時監視における測定機器・システムの保守

		27実績	28実績	29実績	30実績	R1見込	R2見込	R3見込
<大気>	一般、自排測定局 (局)	28	28	28	28	28	28	28
	補助測定局 (局)	1	1	1	1	1	1	1
	発生源監視対象工場 (工場)	30	30	30	30	30	30	30
<水質>	河川測定局 (局)	3	3	3	3	3	3	3
	海域測定局 (局)	1	1	1	1	1	1	1
	発生源監視対象工場 (工場)	29	29	29	29	29	29	29

【【事業開始年度】】

<大気>昭和43年度 <水質>昭和46年度

【根拠法令】

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法（法定受託事務）

【根拠とするデータ等】

「平成30年度大気・水環境等の状況について」（記者発表資料）、報告書

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	土田 知彦	田邊 孝二	福原 一朗

（環境創造局一）

(様式②-1) 令和2年度事業計画書 (局・統括本部)

[環境創造局 環境管理課]

事業名
8款 3項 1目
環境測定事業

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策番号	主な施策番号

令和元年度事業評価書番号	8-3-1-4
令和元年度事業評価書番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和2年度	41,362	0					41,362
補助事業 単独事業		補助率 %					
令和元年度	43,832						43,832
増△減	△ 2,470	0	0	0	0	0	△ 2,470

歳出	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予 事業費	47,623	48,435	44,840
算 市債+一般財源	47,623	48,435	43,840
決 事業費	48,717	51,068	51,852
算 市債+一般財源	48,717	51,068	51,497

歳出	令和3年度	令和4年度
予 事業費	41,362	41,362
算 市債+一般財源	41,362	41,362

方針に関する決裁 種別() 有 () 無 ()

【事業の概要及びR2年度実施内容】

自動測定機による測定体制では把握できない各種の大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、アスベストなどの環境測定を行う。

(1) 水質常時監視等

ア 水質汚濁防止法第16条(測定計画)に基づく公共用水域水質及び地下水質調査

①公共用水域水質測定計画<事業開始：昭和46年度>

神奈川県知事が定める計画に従って、本市分担の河川11地点、海域7地点で健康項目27項目、生活環境項目12項目等について、毎月、県下一斉に調査を実施する。

②地下水質測定計画<事業開始：平成元年度>

神奈川県知事が定める計画に従って、市内約100地点(2kmメッシュ)を4か年計画で環境基準項目28項目について、年1回調査を実施する。

イ 水と緑の基本計画<事業開始：平成4年度>

水と緑の基本計画(旧)横浜市水環境計画)に基づく評価地点の河川57地点について3か年計画で評価項目の有機性汚濁物質等について年2回調査を実施する。

(2) 大気分析・ダイオキシン類調査

大気汚染防止法第22条に基づく調査及びその補充調査(自動測定装置による大気汚染常時監視を補充)

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく一般環境測定

ア 有害大気汚染物質調査

①VOC(ベンゼン、トリクロロエチレン、ジクロロメタン、アクリロニトリル等15物質)

1回/月; 通年(サンプリング及び分析業務は直営で実施する。)

②重金属(ニッケル、マンガン、クロム等7物質)

1回/月; 通年(サンプリング及び分析業務は委託で実施する。)

イ 環境大気中のアスベスト調査

6地点×年2回

ウ ダイオキシン類調査

大気 6地点×年2回

河川(水質・底質) 6地点×年1回

地下水(水質) 6地点×年1回

[2か年で河川と海域を調査。R2は海域調査該当年度]

(3) 騒音・振動測定

ア 一般環境騒音調査<事業開始：昭和60年度>

5か年で、鉄道騒音・振動調査1回及び一般環境騒音調査4回を実施する。本年度は一般環境騒音調査を38地点で行う。(騒音規制法第18条及び21条の2)。30年度からR3年度の4か年で一般環境騒音調査を行い、R4年度には鉄道騒音・振動調査を行う。

イ 新幹線等鉄道騒音振動調査<事業開始：昭和54年度>

新幹線鉄道沿線の2測線(12.5m、25m及び50m地点)での調査を実施する。

東海道貨物線(新貨物線)沿線の定点1地点(振動1地点)において調査を実施する。

ウ 道路交通騒音総合調査<事業開始：昭和52年度>

幹線道路沿いの定点(32地点)において騒音及び交通量等の調査を実施する。また、幹線道路沿道の騒音状況を

道路の両側50mの幅でとらえる面的評価を行う。対象道路を5年ごとに更新し、本年度はそのうちの111kmについて実施する。(騒音規制法第18条)

【測定地点数の推移・今後見込み】

		27実績	28実績	29実績	30実績	R1実績	R2見込	R3見込
水質	公共用水域水質測定計画 (地点)	18	18	18	18	18	18	18
	水と緑の基本計画 (〃)	53	53	53	20	21	17	20
	中小河川調査 (29年度で測定終了) (〃)	27	27	27	—	—	—	—
	地下水水質測定計画 (〃)	59	59	59	53	56	56	56
大気	簡易測定 (27年度で測定終了) (〃)	124	—	—	—	—	—	—
	有害大気汚染物質調査 (〃)	5	3	3	3	3	3	3
ダイオキシン類	環境中のアスベスト調査 (〃)	6	6	6	6	6	6	6
	大気 (〃)	6	6	6	6	6	6	6
	河川 (〃)	6	0	6	0	6	0	6
	海域 (〃)	0	6	0	6	0	6	0
騒音・振動	地下水 (〃)	6	6	6	6	6	6	6
	一般環境騒音調査 (〃)	50	—	—	38	38	38	38
	幹線道路騒音調査 (〃)	—	—	—	—	—	—	—
	新幹線鉄道騒音振動調査 (測線)	8	8	8	8	4	2	2
	道路交通騒音調査 (地点)	32	32	32	32	32	32	32
	東海道貨物線騒音振動調査 (〃)	2	2	2	1	1	1	1
	航空機騒音測定調査 (〃)	3	3	3	3	3	0	0
	鉄道騒音・振動調査 (〃)	—	—	—	—	—	—	—
	道路交通騒音の面的評価調査(Km)	110	111	103	140	117	111	96

【事業費の内訳】

	R2年度	R1年度	差引	説 明
水質測定調査	24,765	25,260	△ 495	
大気分析・ダイオキシン類調査	7,046	7,641	△ 595	大気ダイオキシン測定回数の減 (年2回)
騒音・振動調査	9,551	10,931	△ 1,380	航空機騒音測定の休止
合計	41,362	43,832	△ 2,470	

【根拠法令】

水質汚濁防止法、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法 (法定受託事務)

【根拠となるデータ等】

「平成30年度大気・水環境等の状況について」 (記者発表資料)、報告書

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	土田 知彦	田邊 孝二	福原 一郎

(環境創造 局)

（様式②-1） 令和2年度事業計画書（局・統括本部）

〔環境創造局 環境エネルギー課〕

事業名
8款 3項 1目
エネルギーマネジメント事業 （温暖化対策プラス分含む）

特記事項
中期計画-3.8の政策 ○
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-3.8の政 策番号	主な施策番号
10	4

令和元年度 事業評価書 番号	8-3-1-5
令和元年度 事業評価書 番号	

（単位：千円）

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	その他	市債	一般財源
令和2年度	15,927	0		0		15,927
補助事業 単独事業		補助率 %				
令和元年度	56,513			166		56,347
増△減	△ 40,586	0	0	△ 166	0	△ 40,420

歳出	平成28年度	平成29年度	平成30年度	歳出	令和3年度	令和4年度
予 事業費	46,212	26,126	28,687	予 事業費	15,927	15,927
算 市債+一般財源	46,212	26,126	28,521	算 市債+一般財源	15,927	15,927
決 事業費	42,440	25,306	25,107			
算 市債+一般財源	42,256	25,183	24,857			

方針に関する決裁 種別（有 無）

【事業の目的・必要性及び令和2年度実施内容】

地球温暖化対策の一環として、横浜市地球温暖化対策実行計画に掲げる温室効果ガス削減目標の達成に向けた取組みを進める。

- エネルギーカルテシステムを活用した全庁的なエネルギーマネジメントの推進
 - エネルギーカルテシステムを運用し、各区局のエネルギーマネジメントにおけるPDCAサイクルを支援する
 - 各種法定報告書等を作成し、横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編）の進捗を管理する
 - 「横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編）」に基づき、目標の達成に向けた取組みを推進する
 - 市有施設でのエネルギー消費量削減に向け、省エネ診断実施による運用改善を推進する。
 - グリーン購入の推進やグリーン電力調達制度の運用
- 市域で排出される温室効果ガス削減に向けた取組み
 - 自立分散型エネルギー設備の普及促進
 - 再生可能エネルギー導入検討報告制度の運用
- 既存の新エネ・省エネ設備の維持管理

【実績及び今後見込み】

②市域で排出される温室効果ガス削減に向けた取組み

自立分散型エネルギー設備 導入件数	H28年度実績※1	H29年度実績※2	H30年度実績※2	R元年度見込※2	R2年度見込※2
停電対応型燃料電池システム等	594	291	365	300	50
業務用燃料電池システム	0	1	0	5	2

※1 停電対応型燃料電池システム(538件)、HEMS(56件)

※2 補助対象：停電対応型燃料電池システムのみ

・再生可能エネルギー導入検討報告制度（平成22～30年度） 報告受付件数 累計 1,143件

【事業費の内訳】

（単位：千円）

	R2年度	R元年度	差 引	説 明
①エネルギーマネジメントの推進	13,311	44,897	△ 31,586	精査による減
②温室効果ガス削減に向けた取組み	2,500	11,500	△ 9,000	精査による減
③既存の新エネ・省エネ設備の維持管理	116	116	0	
	15,927	56,513	△ 40,586	

【事業スケジュール】

- エネルギーカルテシステムを活用した全庁的なエネルギーマネジメントの推進
 - 各種報告：省エネ法関係 6・7月、市条例関係 7月、温対法関係 7月、フロン排出抑制法関係 7月、実行計画実績公表 2月
 - エネルギーカルテシステム再構築及び運用、横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編）の進捗管理、管理標準運用の調整：随時
 - 省エネルギー診断実施の選定・調整 4～5月、診断実施 7月～
 - 横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編）の推進：随時
 - グリーン購入の推進・グリーン電力調達制度の運用：随時
- 市域で排出される温室効果ガス削減に向けた取組み
 - 補助金申請受付：～2月
 - 再生可能エネルギー導入検討報告制度：随時
- 既存の新エネ・省エネ設備の維持管理：随時

【事業開始年度】

公共施設のエネルギーマネジメント事業：平成19年度
 自立分散型エネルギー設備普及促進事業：平成27年度
 再生可能エネルギー導入検討報告制度：平成22年度
 グリーン購入の推進：平成14年度
 グリーン電力調達制度：平成18年度

【根拠法令】

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）、地球温暖化対策の推進に関する法律、フロン排出抑制法
 横浜市生活環境の保全等に関する条例、エネルギー基本計画、横浜市地球温暖化対策実行計画
 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）

【根拠とするデータ等】

温室効果ガス排出・吸収量等の算定と報告～温室効果ガスインベントリ等～（環境省）
 横浜市温室効果ガス排出状況（温暖化対策統括本部）、補助金交付実績

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	大島 貴至	堀越 美穂子	尾崎 くるみ

(様式②-1) 令和2年度事業計画書 (局・統括本部)

[環境創造局 環境エネルギー課]

事業名
8款 3項 1目 使用済食用油のバイオディーゼル燃料活用事業

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政
政策番号 主な施策番号

令和元年度 事業評価書 番号	8-3-1-6
令和元年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	その他		市債	一般財源
令和2年度	9,645	0		7,585			2,060
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和元年度	9,740			7,520			2,220
増△減	△ 95	0	0	65	0	0	△ 160

歳出	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予 事業費	25,197	17,323	13,687
算 市債+一般財源	6,345	3,925	3,157
決 事業費	15,469	10,842	10,502
算 市債+一般財源	3,326	2,406	2,765

歳出	令和3年度	令和4年度
予 事業費	9,645	9,645
算 市債+一般財源	2,060	2,060

方針に関する決裁 種別()
(有) (H23.3局長決裁) ・無

【事業の目的・必要性及び令和2年度実施内容】

(事業の概要)

- ・ 市立小学校の学校給食から出る使用済食用油を、精製委託した2つの福祉施設が回収し、バイオディーゼル燃料(BDF)に精製後、水再生センター及び交通局営業所等に搬入し、非常用自家発電機の重油及び市営バス等の軽油の代替燃料として使用することで、温暖化対策を推進するとともに、障害者の社会参加を支援する。

(31年度実施内容)

- ・ 油の回収、運搬、精製作業を継続し、品質の高いBDFを提供していく。

【実績及び今後見込み】

	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度実績	28年度実績	29年度実績	30年度実績	R元年度見込	R2年度見込
BDF精製量(L)	138,430	172,005	170,106	152,746	151,295	110,948	78,284	64,890	65,000	55,000
油回収区	14区	15区	15区	12区	12区	11区	8区	7区	6区	6区
委託先施設数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所	5か所	3か所	3か所	2か所	2か所

【事業費の内訳】

	R2年度	R元年度	差額	説明
BDF精製装置維持管理等	1,535	1,815	△ 280	BDF精製機の減による
BDF品質管理試験	270	405	△ 135	BDF精製機の減による
BDF精製委託(委託費、原材料)	7,510	7,520	△ 10	BDF精製機の減による
BDF精製機移設	330	0	330	稼働精製機減に伴う増
合計	9,645	9,740	△ 95	

【事業スケジュール】

- ・ 精製用使用済食用油の回収(通年)
- ・ BDFの精製(通年)
- ・ 水再生センター及び交通局営業所へのBDF搬入(通年)

【事業開始年度】

平成20年度

【根拠法令】

- ・ 横浜市地球温暖化対策実行計画
- ・ 横浜市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

【根拠とするデータ等】

事業実績

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	大島 貴至	志田 将史	内田 敦

(様式②-1) 令和2年度事業計画書(局・統括本部)

[環境創造局 環境エネルギー課]

事業名
8款 3項 1目
次世代自動車普及促進事業 (所要額配分(温対分)・温対プラス含む)

特記事項	
中期計画-38の政策	○
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政 策番号	主な施策番号
10	6

令和元年度 事業評価書 番号	8-3-1-7
令和元年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	次世代自動車振興センター	その他	市債	一般財源
令和2年度	86,387	0		6,060	2,245		78,082
補助事業 単独事業		補助率 %					
令和元年度	109,986			8,060	12,490		89,436
増△減	△ 23,599	0	0	△ 2,000	△ 10,245	0	△ 11,354

歳出	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予 事業費	111,022	127,290	95,289
算 市債+一般財源	87,666	113,500	82,671
決 事業費	103,964	62,294	52,894
算 市債+一般財源	84,196	50,497	38,094

歳出	令和3年度	令和4年度
予 事業費	86,387	86,387
算 市債+一般財源	78,082	78,082

方針に関する決裁 種別()
有 () 無 ()

【事業の目的・必要性及び令和2年度実施内容】

運輸部門から排出されるCO2削減を進めるために、次世代自動車(電気自動車(以下「EV」という。)、プラグインハイブリッド車(以下「PHV」という。)、燃料電池自動車(以下「FCV」という。))の普及促進、エコドライブの促進を行う。

- ①FCVの普及促進等
 - ・市民・事業者へのFCV導入促進補助、FCV公用車の率先導入
 - ・水素ステーションの整備促進
 - ・イベント出展等でのFCV普及啓発活動の実施
- ②EV・PHVおよび充電設備等設置の普及促進
 - ・充電設備補助
 - ・公共施設での一般用充電設備等の維持管理
 - ・公用車における次世代自動車導入の強化
 - ・イベント出展等でのEV・PHV普及啓発活動の実施
- ③エコドライブの促進等
 - ・市民および事業者への講習会等の実施

【実績及び今後見込み】

①～③

	H26実績	H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	R1見込	R2予算
FCV導入補助(台)		10	19	18	16	60	60
FCV公用車導入(台)	1	3	3	3	3※	3	3
水素ステーション設置補助(件)		1※	1※	0	0	1	1
公共施設急速充電器設置(基)				2	1	1	

※購入2台、リース1台
※固定式水素ステーション

- ・次世代自動車普及啓発活動 21回参加(平成30年度実績)
- ・市民および事業者へのエコドライブ講習会等 14回実施、職員向けeラーニング研修 延べ約10,300人受講(平成30年度実績)

【事業費の内訳】

	R2年度	R元年度	差引	説明
①FCVの普及促進等	81,159	80,561	598	FCV車両本体価格の増等
②EV・PHVおよび充電設備等設置の普及促進	5,228	29,425	△ 24,197	事業終了に伴う減
合 計	86,387	109,986	△ 23,599	

【事業スケジュール】

- ①FCVの普及促進等
 - ・市民・事業者へのFCV導入促進補助の実施
 - ・水素ステーションの設置補助
 - ・イベント出展等でのFCV普及啓発活動の実施(通年)
- ②EV・PHVおよび充電設備等設置の普及促進
 - ・充電設備補助
 - ・公共施設での一般用充電設備等の維持管理
 - ・イベント出展等でのEV・PHV普及啓発活動の実施(通年)
- ③エコドライブの促進等
 - ・九都県市大気保全専門部会と連携したエコドライブ講習会(R2年6月)、職員向けeラーニング(R2年6月)

【事業開始年度】

平成21年度(①については、平成26年度、②の充電設備補助は令和2年度)

【根拠法令】

横浜市生活環境の保全等に関する条例
エネルギー基本計画、横浜市地球温暖化対策実行計画、横浜市交通安全計画

【根拠とするデータ等】

横浜市温室効果ガス排出状況(温暖化対策統括本部)、自動車保有車両数統計(自動車検査登録情報協会)
補助金交付実績

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	大島 貴至	志田 将史	水谷 春奈

(環境創造局)

(様式②-1) 令和2年度事業計画書 (局・統括本部)

[環境創造局 大気・音環境課]

事業名
8款 3項 1目
都市生活型環境対策事業

特記事項	
中期計画-38の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政	
政策番号	主な施策番号

令和元年度 事業評価書 番号	8-3-1-8
令和元年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	繰入金	市債	一般財源
令和2年度	6,783	0		0		6,783
補助事業						
単独事業		補助率	%			
令和元年度	8,498			8,498		0
増△減	△ 1,715	0	0	0	△ 8,498	6,783

歳出	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予 事業費	10,143	9,334	8,052
算 市債+一般財源	10,143	0	0
決 事業費	7,553	6,411	7,976
算 市債+一般財源	7,553	0	0

歳出	令和3年度	令和4年度
予 事業費	7,494	7,494
算 市債+一般財源	7,494	7,494

方針に関する決裁 種別() (無)

【事業の目的・必要性及び令和2年度実施内容】

・市民から寄せられる大気汚染・悪臭・騒音・振動その他の苦情について、固定発生源(事業所・建設工事等)や移動発生源(道路・鉄道等)に対して現地調査を行い、事業者へ指導・助言することにより、苦情等を迅速かつ適切に処理する。現地調査にあたっては、必要に応じて臭気・騒音・振動等の測定を行い、その結果に応じて事業者への改善指導や、道路・鉄道管理者に対して助言を行う。

(1)臭気測定

- ①悪臭防止法に基づく臭気測定(特定悪臭物質)
- ②横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく臭気測定(臭気指数)

(2)屋外燃焼行為の規制指導

横浜市生活環境の保全等に関する条例で制限されている屋外燃焼行為の指導、啓発

(3)騒音・振動測定

- ①騒音規制法、振動規制法及び横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく事業所の騒音・振動測定
- ②騒音規制法、振動規制法及び横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく屋外作業事業所の騒音・振動測定
- ③低周波音問題対応の手引書(環境省、平成16年)に基づく低周波音測定
- ④道路や鉄道など、交通に係わる部分の騒音・振動・排ガス測定

【実績及び今後見込み】

	H28実績	H29実績	H30実績	R1見込	R2見込	R3見込	R4見込
受付苦情の件数(件)	1,174	1,286	1,421	1,300	1,300	1,300	1,300
臭気測定箇所数(件)	3	2	3	4	4	4	4
屋外燃焼行為の 規制指導日数(人日)	73	73	67	0	0	0	0
騒音振動排ガス委託件数(件)	22	12	12	16	13	13	13

【事業費の内訳】

	2年度	元年度	差引	説明
報償費	20	20	0	弁護士相談料
消耗品費	170	170	0	簡易試験試薬等、局調査研究・技術開発調査費含む。 (検知管、臭袋等)
印刷製本費	85	85	0	事業者向けパンフレット
手数料	89	288	△ 199	騒音計等検定料ほか
委託料	5,687	6,187	△ 500	臭気測定、騒音・振動測定ほか測定委託
使用料及び賃借料	732	843	△ 111	
備品購入費	0	905	△ 905	測定機器の購入
合計	6,783	8,498	△ 1,715	

【事業スケジュール】

通年実施

【事業開始年度】

平成15年度

【根拠法令】

公害紛争処理法、大気汚染防止法、悪臭防止法、騒音規制法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法、横浜市生活環境の保全等に関する条例

【根拠とするデータ等】

当課実績

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	騒音相談担当
	山本 恵幸	中井 喬彦	田邊 晴香

（様式②-1） 令和2年度事業計画書（局・統括本部）

〔環境創造局 大気・音環境課〕

事業名
8款 3項 1目
大気規制指導事業

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政 策番号	主な施策番号

令和元年度 事業評価書 番号	8-3-1-9
令和元年度 事業評価書 番号	

（単位：千円）

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	雑入	市債	一般財源	
令和2年度	8,243	0			6		8,237
補助事業							
単独事業		補助率	%				
令和元年度	9,891				7		9,884
増△減	△ 1,648	0	0	0	△ 1	0	△ 1,647

歳出	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予 事業費	12,263	11,629	9,891
算 市債+一般財源	12,256	11,622	9,884
決 事業費	12,683	11,759	13,002
算 市債+一般財源	12,680	11,757	13,000

歳出	令和3年度	令和4年度
予 事業費	8,243	8,243
算 市債+一般財源	8,237	8,237

方針に関する決裁 種別()
有 () ・ (無)

【事業の目的・必要性及び令和2年度実施内容】

（事業の目的・必要性）

市内の大気環境が環境基本法で規定される大気環境基準を下回ることを目標とし、固定発生源（工場・事業場等）及び移動発生源（運行車両等）を対象に、法令に基づく規制指導や自主的取組を促す啓発等を行う。固定発生源は、立入検査や排煙測定委託などにより適正に指導するとともに、規制基準以上の排出削減を事業者へ促す。移動発生源は、九都県市など広域連携による取組やディーゼル車の運行規制を行う。また、建築物の解体等に伴う石綿の飛散を防止するため、施工業者への規制指導や工事発注者への啓発等を実施し、市民の安全・安心に寄与する。さらに、水銀に関する水俣条約の発効に伴う法改正により、平成30年4月1日から水銀排出施設への規制指導を開始した。

（令和2年度実施内容）

- 大気汚染防止法対象のばい煙発生源施設（約3,400施設）、揮発性有機化合物（VOC）排出施設（約30施設）、水銀排出施設（約30施設）の規制指導を行い、一定割合を立入測定する。
- ダイオキシン類対策特別措置法対象の特定施設（約80施設）の規制指導を行い、一定割合を立入測定する。
- 大気汚染防止法及び横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づき、建築物の解体等に伴う石綿飛散防止のための届出審査・指導を行う。また、届出対象外の解体等工事についても監視するとともに、石綿飛散に関する市民相談に対応するため、建材中の石綿含有率及び大気中の石綿濃度測定を行う。石綿濃度測定は、試料採取器具の整備や環境科学研究所との連携した結果、令和元年度から委託を廃止して、直営で測定している。
- 神奈川県では、神奈川県生活環境の保全等に関する条例により、知事が定めた粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル車について県内での運行を禁止している。横浜市は、神奈川県から本規制に係る事務移譲を受け、平成15年10月1日から市内において各種検査を実施しており、基準不適合の場合には是正指導を行う。

【実績及び今後見込み】

	H28実績	H29実績	H30実績	R1見込	R2見込	R3見込	R4見込
(1)窒素酸化物等の立入測定の検体数	50	55	50	45	27	27	27
VOCの立入測定の検体数	10	4	1	5	3	3	3
水銀の立入測定の検体数	—	—	9	15	9	9	9
(2)DXN測定の検体数	11	9	7	8	4	4	8
(3)石綿の立入測定の回数	3	9	6	10	10	10	10
(4)路上検査数及びビデオ検査数	6	11	17	10	10	10	10

【事業費の内訳】

	R2年度	R1年度	差引	説明
(1)大気汚染物質対策業務	6,158	7,412	△ 1,254	委託測定の検体数、アルバイト日数の見直し
(2)ダイオキシン類対策業務	1,042	1,473	△ 431	委託測定の検体数の見直し
(3)石綿飛散防止対策業務	385	265	120	GIS保守契約の追加
(4)ディーゼル車運行規制業務	658	741	△ 83	アルバイトの日数の見直し
合計	8,243	9,891	△ 1,648	

【事業スケジュール】

(1)大気汚染物質対策業務	法対象のばい煙発生源施設、VOC排出施設、水銀排出施設について、規模等に応じて一定割合の立入測定を行う。
(2)ダイオキシン類対策業務	法対象の特定施設について、複数年かけて全施設の立入測定を行う。
(3)石綿飛散防止対策業務	立入検査・市民相談に対応するため、石綿濃度測定等を行う。平成29年度から届出件数が増加しており、将来を見据えた体制を整備を検討していく。
(4)ディーゼル車運行規制業務	市内を走行するディーゼル車を検査し、不適合車に対して是正指導を行う。

【事業開始年度】

(1)〈ばい煙〉昭和46年度、〈VOC〉平成17年度、〈水銀〉平成30年度、(2)平成9年度、(3)平成9年度、平成26年度改正、(4)平成15年度

【根拠法令】

大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、横浜市生活環境の保全等に関する条例、神奈川県生活環境の保全等に関する条例

【根拠とするデータ等】

当課実績

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	
	山本 恵幸	井上 智	松枝 英一郎

（環境創造局 一）

（様式②-1） 令和2年度事業計画書（局・統括本部）

[環境創造局 大気・音環境課]

事業名
8款 3項 1目
大気・音環境管理費

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政	
策番号	主な施策番号

令和元年度 事業評価書 番号	8-3-1-10
令和元年度 事業評価書 番号	

（単位：千円）

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	雑入	市債	一般財源	
令和2年度	13,764	0		27		13,737	
補助事業							
単独事業		補助率	%				
令和元年度	14,384			27		14,357	
増△減	△ 620	0	0	0	0	△ 620	

歳出	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予 事業費	14,654	14,650	14,467
算 市債+一般財源	14,609	14,632	14,454
決 事業費	14,625	14,616	14,029
算 市債+一般財源	14,588	14,602	14,017

歳出	令和3年度	令和4年度
予 事業費	13,764	13,764
算 市債+一般財源	13,737	13,737

方針に関する決裁 種別() 有 (無)

【 事業の目的・必要性及び令和2年度実施内容 】

- 1 事業場指導関連業務
大気汚染、騒音、振動、悪臭対策の規制指導、生活環境保全のための一般事務経費。工場・事業場に対する立入のための旅費、消耗品費等の一般的経費。
- 2 事業場指導関連業務嘱託員賃金等

【 実績及び今後見込み 】

	28年度実績	29年度実績	30年度実績	31年度見込	2年度見込	3年度見込	4年度見込
法律に基づく届出(件)	3,815	3,923	3,926	3,950	3,950	3,950	3,950
条例に基づく届出(件)	524	676	1,166	700	700	700	700

【 事業費の内訳 】

	R2年度	R1年度	差 引	説 明
①事業場指導関連業務	2,934	3,631	△ 697	規制指導に係る事務経費
②嘱託員賃金等	10,830	10,753	77	
合 計	13,764	14,384	△ 620	

【 事業スケジュール 】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①事業場指導関連業務	←											→
②嘱託員賃金等	←											→

【 事業開始年度 】

昭和43年度（大気汚染）、昭和46年度（悪臭）、昭和43年度（騒音）、昭和51年度（振動）、平成12年度（ダイオキシン類）

【 根拠法令 】

環境基本法、大気汚染防止法、悪臭防止法、騒音規制法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法、横浜市生活環境の保全等に関する条例、横浜市環境管理計画

【 根拠とするデータ等 】

当課実績

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	騒音担当
	山本 恵幸	竹田 隆彦	内田 優子

（様式②-1） 令和2年度事業計画書（局・統括本部）

[環境創造局 水・土壌環境課]

事業名
8款 3項 1目
水質規制指導事業

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政 策番号	主な施策番号

令和元年度 事業評価書 番号	8-3-1-11
令和元年度 事業評価書 番号	

（単位：千円）

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	その他	市債	一般財源	
令和2年度	14,908	0					14,908
補助事業 単独事業		補助率 %					
令和元年度	19,110						19,110
増△減	△ 4,202	0	0	0	0	0	△ 4,202

歳出	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予 事業費	22,920	21,705	19,110
算 市債+一般財源	22,920	21,705	19,110
決 事業費	20,256	18,765	19,311
算 市債+一般財源	20,256	18,765	19,311

歳出	令和3年度	令和4年度
予 事業費	14,908	14,908
算 市債+一般財源	14,908	14,908

方針に関する決裁 種別()
有 () 無 ()

【事業の目的・必要性及び令和2年度実施内容】

市民が安全・安心に生活できる環境を確保するため、「水質汚濁防止法」及び「横浜市生活環境の保全等に関する条例」等に基づき事業者等への規制・指導を行う。また水環境の保全の観点から環境調査を実施する。

- 水質規制（事業場立入調査）
 - 事業場排水対策：水質汚濁防止法等に基づく立入調査を行い、事業場排水水質を採取・分析する。
（分析総数 約3,600）
 - ダイオキシン類対策：ダイオキシン類対策特別措置法等に基づく立入調査を行い、10検体を採取・分析する。
- 水環境の保全
 - 広域水質関連調査：九都県市共同で東京湾の底質調査を4検体行う。

【実績の推移・今後見込み】

	H28年度実績	H29年度実績	H30年度実績	R元年度見込	R2年度見込	R3年度見込
1-(1)事業場排水対策(分析総数)	3,286	3,331	3,454	2,700	2,300	2,300
環境科学研究所依頼分	987	991	1,194	1,600	1,300	1,300
1-(2) ダイオキシン類対策(検体数)	21	19	19	14	10	10
2-(1) 広域水質関連調査(検体数)	14	8	8	8	4	4

【事業費の内訳】

	R2年度	R元年度	差 引	説 明
1-(1) 事業場排水対策	12,800	16,100	△ 3,300	
1-(2) ダイオキシン類対策	1,435	1,900	△ 465	
2-(1) 広域水質関連調査	673	1,110	△ 437	
合 計	14,908	19,110	△ 4,202	

【事業スケジュール】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1-(1) 事業場排水対策		←								→		
1-(2) ダイオキシン類対策					←	→						
2-(1) 広域水質関連調査				←	→					←	→	

【事業開始年度】

- 1 (1)昭和47年度 (2)平成9年度 2 (1)平成20年度

【根拠法令】

環境基本法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、横浜市生活環境の保全等に関する条例
横浜市環境管理計画、横浜市水と緑の基本計画

【根拠とするデータ等】

立入業務等実績を集計した数値、水質汚濁防止法に基づく特定事業場名簿

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	赤間 知行	本橋 孝行	関根 佐都子

(様式②-1) 令和2年度事業計画書 (局・統括本部)

[環境創造局 水・土壌環境課]

事業名
8款 3項 1目
土壌対策規制指導事業

特記事項
中期計画-3.8の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-3.8の政	
政策番号	主な施策番号

令和元年度 事業評価書 番号	8-3-1-12
令和元年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	その他	市債	一般財源	
令和2年度	13,018	0		470		12,548	
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和元年度	14,728			700		14,028	
増△減	△ 1,710	0	0	△ 230	0	△ 1,480	

歳出	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予 事業費	20,462	16,562	13,742
算 市債+一般財源	20,222	16,322	13,502
決 事業費	19,905	16,428	15,832
算 市債+一般財源	19,445	16,428	15,592

歳出	令和3年度	令和4年度
予 事業費	13,018	13,018
算 市債+一般財源	12,548	12,548

方針に関する決裁 種別()
有 () 無 ()

【事業の目的・必要性及び令和2年度実施内容】

- ① 土壌汚染対策業務
法令に基づく申請等の審査・立入検査等、中小事業者への土壌汚染対策支援、土壌管理データベースシステムの管理
- ② 汚染土壌処理業に関する業務
土壌汚染対策法に基づく処理業の許可審査業務、事業所への立入検査等
- ③ 地下水の水質汚濁対策業務
水質汚濁防止法、市条例に基づく規制指導業務、地下水汚染源究明調査及び地下水汚染追跡調査
- ④ 地盤沈下対策業務
市条例に基づく地下水採取の許可等の業務、地盤沈下監視ガイドライン（環境省）に基づく精密水準測量調査

【実績及び今後見込み】

	H28年度実績	H29年度実績	H30年度実績	R1年度見込	R2年度見込	R3年度見込
① 法令に基づく申請等数	474	657	702	710	710	710
土壌汚染対策現況調査	21	27	19	20	20	20
② 汚染土壌処理業者数	4	4	5	5	6	6
地下水汚染指導件数	13	11	13	15	15	15
③ 地下水汚染追跡調査	51	29	22	20	20	20
④ 精密水準測量延長	137km	101km	67km	68km	68km	68km

【事業費の内訳】

	R2年度	R1年度	差引	説明
① 土壌汚染対策業務	3,150	4,120	△ 970	土壌管理システムの更新、中小事業者支援
② 汚染土壌処理業に関する業務	68	68	0	土壌汚染対策法に基づく処理業の許可、立入検査
③ 地下水の水質汚濁対策業務	800	1,590	△ 790	地下水汚染調査計画に基づく調査
④ 地盤沈下対策業務	9,000	8,950	50	地盤沈下監視ガイドラインに基づく調査
合計	13,018	14,728	△ 1,710	

【事業スケジュール】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①土壌汚染対策	システム管理業務	届出書データの整理						データ更新委託			検証	
	現況調査業務					調査準備	調査実施			検証		
	中小事業者への技術支援事業	計画				調査実施			報告書作成	検証		
②汚染土壌処理業に関する業務	(通年) 届出受付・審査・許可・立入調査											
③地下水の水質汚濁対策業務	計画				調査実施			報告書作成		検証		
④地盤沈下対策業務	計画					調査実施			検証			

【事業開始年度】

- ①システム管理：平成16年度、①現況調査：平成26年度、①中小事業者支援：平成27年度、②平成22年度、③地下水汚染調査：平成5年度、③原因究明：平成10年度、④昭和34年度

【根拠法令】

- ①土壌汚染対策法・横浜市生活環境の保全等に関する条例、②土壌汚染対策法、③水質汚濁防止法・横浜市生活環境の保全等に関する条例、地下水汚染調査計画、④地盤沈下監視ガイドライン（環境省）

【根拠とするデータ等】

申請数や業務実績を集計した数値

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	赤間 知行	竹内 祐平	松本 翔太郎

(様式②-1) 令和2年度事業計画書(局・統括本部)

[環境創造局 水・土壌環境課]

事業名
8款 3項 1目
水・土壌環境管理費

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政 策番号	主な施策番号

令和元年度 事業評価書番 号	8-3-1-13
令和元年度 事業評価書番 号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	その他	市債	一般財源	
令和2年度	6,952	0	235		27		6,690
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和元年度	7,024		235		27		6,762
増△減	△72	0	0	0	0		0

歳出	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予事業費	7,071	6,898	6,631
算市債+一般財源	6,834	6,636	6,369
決事業費	6,977	7,201	9,581
算市債+一般財源	6,741	6,965	9,343

歳出	令和3年度	令和4年度
予事業費	6,952	6,952
算市債+一般財源	6,690	6,690

方針に関する決裁(種別)
有()・無()

【事業の目的・必要性及び令和2年度実施内容】

1 事業場指導関連業務

水質汚濁、地盤沈下、土壌汚染の規制指導、生活環境保全のための一般事務経費。工場・事業場に対する立入、環境調査、土壌ダイオキシン類調査、水質事故対応のための旅費、消耗品費等の一般的経費。

- ・水質事故対応：水質汚濁防止法等に基づき、公共用水域における水質汚濁事故および苦情相談対応のため現地調査等を行う。
- ・水質環境調査：横浜市水と緑の基本計画等に基づく市内公共用水域の環境調査を行う。
- ・土壌ダイオキシン類調査：ダイオキシン類特別措置法に基づく第一種法定受託事務であるダイオキシン類に係る土壌調査を行う。

2 環境保全に係る広域対策

他自治体との連携による広域的環境対策

3 発生源負荷量管理等調査

東京湾水質総量規制のための県委託調査

【実績及び今後見込み】

	28年度実績	29年度実績	30年度実績	元年度見込	2年度見込	3年度見込
法律・市条例に基づく届出	1,444	1,812	1,677	1,710	1,710	1,710
内訳) 水質汚濁 (件)	632	674	634	650	650	650
土壌・地下水対策 (件)	474	657	702	710	710	710
地盤沈下対策 (件)	338	481	341	350	350	350
水質事故 (件)	119	75	84	100	100	100

【事業費の内訳】

	2年度	元年度	差引	説明
①事業場指導関連業務	6,685	6,759	△74	規制指導に係る事務経費
②環境保全に係る広域対策事業	30	30	0	国・自治体との連携
③発生源負荷量管理等調査	237	235	2	県委託事業
合計	6,952	7,024	△72	

【事業スケジュール】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①事業場指導関連業務	←											→
②環境保全に係る広域対策事業	←											→
③発生源負荷量管理等調査				←								→

【事業開始年度】

昭和34年度(地盤沈下対策)、昭和46年度(水質汚濁)、昭和48年度(土壌・地下水汚染)、平成12年度(ダイオキシン類)

【根拠法令】

環境基本法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、工業用水法、ダイオキシン類対策特別措置法、横浜市生活環境の保全等に関する条例、横浜市水と緑の基本計画、横浜市環境管理計画

【根拠とするデータ等】

届出数や事故件数を集計した数値

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	赤間 知行	竹内 祐平	木内 双葉

(環境創造局)